

群馬大学医学部附属病院医療ガス安全・管理委員会内規

平成16. 4. 1 制定  
改正 平成17. 4. 1 平成21. 4. 1  
平成27. 6. 9 平成30. 4. 1  
令和 3. 4. 1 令和 3.10.18

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学医学部附属病院医療ガス保安管理規程第4条第2項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院医療ガス安全・管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 診療の用に供する酸素、各種麻酔ガス、吸引、医療用圧縮空気及び窒素等の設備(以下「医療ガス設備」という。)の安全管理に関する事項
- (2) 医療ガスに関する知識の普及及び啓発に関する事項
- (3) その他医療ガスに関する事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
  - (2) 麻酔・集中治療科長
  - (3) 内科系診療科長から選出された教員 1人
  - (4) 外科系診療科長から選出された教員 1人
  - (5) 薬剤部長
  - (6) 看護部長
  - (7) 臨床工学技士
  - (8) 事務部長
  - (9) その他病院長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第3号及び第4号の委員は、病院長が委嘱する。

(任 期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

3 委員会は、年1回開くものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、施設運営部昭和施設課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

2 この内規施行後、最初に委嘱される第3条第1項第7号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成22年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年10月18日から施行し、令和3年7月19日から適用する。